

別紙

## 指定地域密着型サービス事業所の指定に係る研修受講義務付けについて

【義務付けられている研修】

### 1 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）

(1) 代表者

認知症対応型サービス事業開設者研修

(2) 管理者

認知症介護実践研修（実践者研修）＋認知症対応型サービス事業管理者研修（※）

(3) 計画作成担当者

認知症介護実践研修（実践者研修）

(4) 当該事業所が短期利用の指定を受ける場合

認知症介護実践研修（実践者研修）＋認知症介護実践研修（実践リーダー研修）

### 2 認知症対応型通所介護事業所（認知症対応型デイサービス）

(1) 管理者

認知症介護実践研修（実践者研修）＋認知症対応型サービス事業管理者研修（※）

### 3 小規模多機能型居宅介護事業所

(1) 代表者

認知症対応型サービス事業開設者研修

(2) 管理者

認知症介護実践研修（実践者研修）＋認知症対応型サービス事業管理者研修（※）

(3) 計画作成担当者

認知症介護実践研修（実践者研修）＋小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（※）

別紙

4 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(1) 代表者（代表者が保健師又は看護師の場合は除く）

認知症対応型サービス事業開設者研修

(2) 管理者（管理者が保健師又は看護師の場合は除く）

認知症介護実践研修（実践者研修）＋認知症対応型サービス事業管理者研修（※）

(3) 計画作成担当者

認知症介護実践研修（実践者研修）＋小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（※）

※認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修及び認知症介護実践研修（実践リーダー研修）を受講するためには、認知症介護実践研修（実践者研修）又は認知症（痴呆）介護実務者研修（基礎課程）を修了していることが必要です。

指定地域密着型サービス事業所の指定に係る研修受講義務付けについて

区分	対象者	研修			
		認知症介護実践研修(実践者研修)	認知症介護実践研修(実践リーダー研修)	認知症対応型サービス事業開設者研修	認知症対応型サービス事業管理者研修
1 認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)	代表者			○	
	管理者	○			○(※)
	計画作成担当者	○			
2 認知症対応型通所介護事業所(認知症対応型デイサービス)	当該事業所が短期利用の指定を受ける場合	○	○(※)		
	管理者	○			○(※)
3 小規模多機能型居宅介護事業所	代表者			○	
	管理者	○			○(※)
	計画作成担当者(介護支援専門員)	○			○(※)
4 看護小規模多機能型居宅介護事業所	代表者(代表者が保健師又は看護師の場合は除く)			○	
	管理者(管理者が保健師又は看護師の場合は除く)	○			○
	計画作成担当者(介護支援専門員)	○			○(※)

※認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修及び認知症介護実践研修(実践リーダー研修)を受講するためには、認知症介護実践研修(実践者研修)又は認知症(痴呆)介護実務者研修(基礎課程)を修了していることが必要です。

※施設・事業所等において、サービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士の資格を取得した日から10年以上かつ、1800日以上の実務経験を有する者(令和9年3月31日までの措置予定)も対象になります。